ヘッジ会計　IASBでの検討状況
（現行 ― ED ― 暫定決定）

審議事項（４）－②－２

Q１　ヘッジ会計の目的

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（4月定例　AP8）
内容	● 明確な記載なし （ヘッジ会計は、通常の認識及び測定の例外として位置づけられている）	● 純損益に影響を与えるものが対象 「ヘッジ会計の目的は、純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために、金融商品を用いる企業のリスク管理行動の影響を、財務諸表において表現することである。」	（ED 提案を変更。目的を拡大） ● 左記に加え、FVOCI 指定の資本性商品も対象として認める。但し、OCI 全般にまで対象範囲を拡大することはしない。 ● この場合に非有効部分は OCI で処理する
備考		（寄せられたコメント） ● FVOCI 指定の資本性商品等、OCI にだけ影響を与えるものは対象外となる ● 実際のリスク管理では、資本（OCI）も純損益同様に管理している。OCI を対象外としたのでは、会計とリスク管理が乖離し、両者の整合性を求めるという本プロジェクトの主旨に反する。	（上記暫定決定の根拠） ● 会計とリスク管理の整合性を求める

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q2　ヘッジ手段

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（4月定例　AP10）
内容	● 外貨リスクを除き、現金商品はヘッジ手段として不適格 （現金商品であっても、外貨リスクはヘッジ手段適格）	● FVPLで測定されている現金商品はヘッジ手段として適格 （現金商品であっても、FVOCI 指定されない限り、外貨リスクはヘッジ手段適格）	（ED 提案を維持。一部明確化。） ● 左記提案を維持 ● 償却原価の現金商品は対象外 ● FVO を選択したものもヘッジ手段となりうる。但し、FVO を適用したときに信用リスクの変動が OCI で認識される金融負債は、ヘッジ手段として認めない
備考	（ED 提案に至った背景） ● FVPLで測定されている現金商品をヘッジ手段としても、金融商品の測定基礎を変更する必要がない ● IFRS9 の分類モデルとより整合的になる	（寄せられたコメント） ● 圧倒的な支持 ● FVPL で測定しない（償却原価の）現金商品にまで拡大してはどうか？ ● FVO で FVPL となる現金商品は対象となるのかについて明確化が必要	（上記暫定決定の根拠） ● 償却原価まで拡大すると、IFRS9 の測定基礎を変更することになってしまう。 ● FVO 選択によって FVPL となる現金商品がヘッジ手段適格か否かは状況による。従って、一律にこれを排除することはしない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q３　ヘッジ対象・デリバティブ

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（７月定例　AP15）
内容	● デリバティブはヘッジ対象として不適格	● あるエクスポージャとデリバティブからなる合成エクスポージャは、ヘッジ対象として適格。即ち、デリバティブもヘッジ対象として適格。	（ED 提案を維持。一部明確化。） ● 左記提案を維持 ● 以下の明確化を図る ✓ 合成エクスポージャのデリバティブは資産・負債として FV 測定する。 ✓ これは Synthetic accounting ではないことを明記 ✓ どんな合成エクスポージャが対象になるかについて制限は設けない。 ✓ 設例を設ける
備考	（問題点） ● リスク管理の実態と会計が乖離 ● リスクを段階的にヘッジしていくことは一般的慣行。前段階でヘッジ手段として使用したデリバティブは、後段階ではヘッジ対象となる。現状では、ヘッジ会計が適用できない。	（寄せられたコメント） ● 圧倒的な支持 ● 例示及びガイダンスの要求	（暫定決定の問題点） ● 段階的ヘッジを許容するので処理が複雑になる。特に、第 1 段階が CF ヘッジで、第 2 段階が FV ヘッジの場合、処理が極めて複雑となる

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q４　ヘッジ対象・リスク要素

	現行（IAS39）	ED	暫定決定 （4月定例　AP9　&　７月臨時　AP3）
内容	金融商品と非金融商品で異なる ● 金融商品：リスク要素が独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できるとき、当該リスク要素はヘッジ対象適格 ● 非金融商品：外貨リスクを除き、リスク要素はヘッジ対象として不適格	● 「独立して認識でき」かつ「信頼性をもって測定できる」とき、当該リスク要素はヘッジ対象適格 ✓ 金融商品、非金融商品に係らず ✓ 契約上明示されている・いないに係らず ● リスク要素の CF がヘッジ対象の合計 CF を超える場合は、当該リスク要素はヘッジ対象不適格（Sub-Libor 問題） ● 金融商品で契約上明記されていない場合は、インフレリスクはリスク要素として不適格	（ED 提案を維持。一部明確化。） ● インフレリスクを除き、左記提案を維持 ● 金融商品で契約上明記されていない場合にインフレリスクを不適格とする規定を廃止する。代わりに、同取扱いに関する反駁可能な推定及び注意事項を記載する。また、適格となる例及び適格とならない例を設ける。 ● 明確化のためのガイダンスを設ける
備考	（問題点） ● リスク管理の実態と会計が乖離 ● 非金融商品でも、リスク要素が独立して認識でき、かつ、信頼性をもって測定できることは十分ある。非金融商品だからといって、ヘッジ会計を制限するのはおかしい	（寄せられたコメント） ● 圧倒的な支持 ● 例示及びガイダンスの要求 ● Sub Libor,　インフレについての再考を要望	

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ヘッジ会計　IASBでの検討状況
（現行 ― ED ― 暫定決定）

Q５　ヘッジ対象　階層指定

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（４月臨時　AP5）
内容	● 予定取引の場合は階層部分(注)もヘッジ適格。しかし、確定約定は不可。 ● 期日前償還オプションの付いた契約が入っている階層は、オプションのFVがヘッジされたリスクの影響を受ける時は、FVヘッジのヘッジ対象として適格でない。	● 階層部分もヘッジ適格 ✓ 予定取引・確定約定に係らず ● 期日前償還オプションの付いた契約が入っている階層は、オプションのFVがヘッジされたリスクの影響を受ける時は、FVヘッジのヘッジ対象として適格でない。	（ED提案を維持。一部明確化） ● 「階層部分もヘッジ適格」とする点はED提案を維持 ● 期日前償還オプションの付いた契約の階層指定を許容する。但し、当該階層部分の公正価値測定にあたっては、ヘッジされたリスクによって影響を受けるオプションの公正価値変動の影響を考慮に入れる。
備考	（問題点） ● リスク管理の実態と会計の乖離 ● 予定取引は、不確実性に対処のため、階層指定を認めている。 ● 確定約定にも不確実性があり、これを階層ヘッジすることは一般慣行。 ● 階層指定を認めるか否かで会計処理結果が異なる。	（寄せられたコメント） ● 確定約定にも階層指定を認める点は圧倒的な支持 ● 期限前オプションの制限について再考を要望	（期限前償還オプションについて） ● EDで制限を設けたのは、オプションの公正価値変動の影響がカウントされないことを防止するため。新規定では、ヘッジリスクの変動による当該階層の公正価値への影響の全てがヘッジ対象に含まれることとなる。

a)　名目金額の一部を要素指定する方法として、「比例部分」を指定する方法と「階層部分」を指定する方法がある。

b)　「比例部分」の例は、「貸出金の契約CFの（比例的な）50%」など。(B20項)

c)　「階層部分」はそれ以外の指定で「X年3月の売上CFのうち最初のCU20の次の外貨建てFC10。」「X年6月の石油購入量のうちの最初の100バレル」など

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Ｑ６　有効性評価

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（５月臨時　AP1）
内容	● 杓子定規な規定「80-125%ルール」	● 以下の２条件を満足する、目的ベースの判定基準 ✓ 「偶然ではない相殺」をもたらす ✓ 有効性判定の目的に合致。即ち、公正ヘッジ関係が「偏りのない結果」をもたらし、「予想されるヘッジ非有効部分を最小化」とすることを確保している。	（ED 提案を維持。一部明確化。） ● 目的ベースの判定基準とする点は ED 提案を維持 ● 「偶然でない相殺」に代えて、以下の２点を直接参照して規定する ✓ ヘッジ手段とヘッジ対象の間の経済的関係 ✓ ヘッジ関係から生じる価値変動の相殺度合いに対する信用リスクの影響 ● 「偏りのない結果」、「期待されるヘッジ非有効の最小化」に代えて、 ✓ 以下を基礎にヘッジ指定を行う ・ 実際に企業がヘッジしているヘッジ対象の数量、かつ ・ ヘッジのために実際に用いているヘッジ手段の数量 ✓ 不適切な会計結果を達成するために、ヘッジ手段とヘッジ対象のウェイト付けを操作して非有効

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

			を生みだすような、意図的な不一致を作りだしてはならない
備考	（問題点） ● リスク管理の実態を反映しない、杓子定規な規定 ● 恣意的に運用されるおそれあり。 ● 煩雑で誤った結果（突然、ヘッジ関係が否定される）をもたらしている	（寄せられたコメント） ● 杓子定規な規定を廃止し、目的ベースの判定基準に変更する点は、圧倒的な支持 ● 「偶然ではない相殺」「偏りのない結果」「予想されるヘッジ有効部分を最小化」の要件の明確化を要望	

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q７　バランス再調整

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（６月臨時　AP8）
内容	● 該当する規定なし ✓ バランス再調整という概念がなかった	● ヘッジ関係がヘッジの有効性要件を満たさなくなったが、当該ヘッジ関係のリスク管理目的に変更がない場合には、ヘッジ関係が有効性要件を満たすように、ヘッジ関係を再調整（バランス再調整）しなければならない。 ● ヘッジ関係が将来ヘッジの有効性要件を充足しないと見込まれる時は、前もってヘッジ関係をバランス再調整することができる（自発的なバランス再調整）。	（ED 提案を維持。一部明確化。） ● ヘッジ開始時のヘッジ有効性評価要件の順守を維持するために企業はバランス再調整によってヘッジ比率を適切に調整する。企業はリスク管理目的でヘッジ比率を調整した時にヘッジ会計目的でのヘッジ関係の調整を行う。 ● しかし、以下のケースではリスク管理目的のヘッジ比率とは異なる比率をヘッジ会計で用いる必要がある ✓ リスク管理目的の調整が、ヘッジ会計の目的と不整合な会計結果を達成するような意図的な不一致を生みだすケース ✓ 状況の変化があるにもかかわらず、リスク管理目的のヘッジ比率の調整を行わず、その結果ヘッジ会計の目的と不整合な会計結果を達成するような意図的な

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

			不一致を生みだすケース ● 自発的なバランス再調整という概念は削除する ● バランス再調整はヘッジの有効性要件を満たすヘッジ比率を維持する目的でヘッジ手段又はヘッジ対象の数量を調整するものに限るという点をより明確にする
備考	（問題点） ● リスク管理実務と乖離している ● 状況変化によりヘッジ比率を変更するのは一般的な実務慣行 ● しかし、会計上はバランス再調整の概念がなかったので、既存のヘッジ関係を中止して、新たなヘッジ関係を再設定するほかなかった	（寄せられたコメント） ● 圧倒的支持 ● 以下の点の明確化 ✓ バランス再調整できる条件 ✓ 完全な調整が求められるのか？ ✓ バランス再調整の範囲	（上記変更の理由） ● 有効性評価の条件を変更したこと（Q7）に平仄を合わせて変更 ● 自発的なバランス再調整が認められることは、改訂されたバランス再調整の条件によって読み取れる。わざわざ言及することは止める。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q８　中止

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（６月臨時　AP9）
内容	● 杓子定規な規定「80-125%ルール」を外れたら、ヘッジ関係全体を中止する ● ヘッジ関係は任意に中止できる	● ヘッジ関係が（仮にどんなにバランス再調整を行ったとしても）ヘッジ会計要件（リスク管理目的＆有効性評価の要件）を満たさなくなった時、ヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。 ● ヘッジ関係は任意の指定で中止できない	（ED 提案を維持。一部明確化。） ● ヘッジ関係が（仮にどんなにバランス再調整を行ったとしても）ヘッジ会計要件（リスク管理目的＆有効性評価の要件）を満たさなくなった時、ヘッジ会計を将来に向かって中止しなければならない。 ● ヘッジ関係は任意に中止できない ● リスク管理戦略（高レベルの決定）とリスク管理目的（個別のヘッジ関係単位に決定）のガイダンスを設ける
備考	（問題点） ● リスク管理の実態を反映しない、杓子定規な規定 ● 「任意の中止」は恣意的に運用されるおそれあり。	（寄せられたコメント） ● 大概の者は ED に賛成 ● 「任意の中止を認めるべし」との意見もあった ● 「中止の要件とリスク管理戦略・目的の関係」の明確化を求める意見があった	

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ヘッジ会計　IASBでの検討状況
（現行 ― ED ― 暫定決定）

【　　有効性判定・バランス再調整・中止の関係　】

➢ ヘッジ関係の全体像

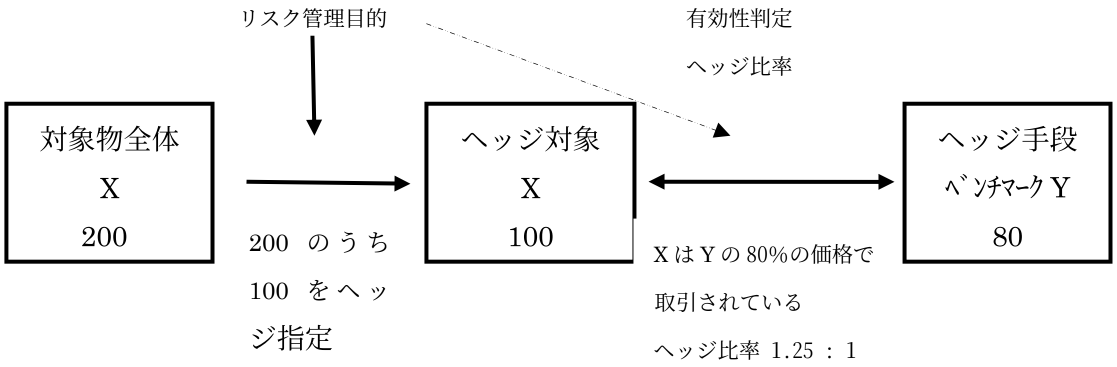

➢ ヘッジ会計要件（リスク管理目的・有効性要件）と中止・バランス再調整の関係

- リスク管理目的は不変（引き続き100Xをヘッジしたい）で、有効性要件も充足している（X,Yの価格比不変）なら「継続」（任意の中止は不可）
- リスク管理目的は不変だが、有効性要件が未充足なら（X,Y の価格比変化）、有効性要件を充足できるように「バランス再調整」（ヘッジ比率を調整）
- リスク管理目的が変更されたら（100Xヘッジすることを止める）なら「中止」

ヘッジ会計要件		リスク管理目的	
		不変	変更
有効性要件	充足	継続	中止
	未充足	バランス再調整	中止

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q９　FV ヘッジの会計手法

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（４月臨時　AP3）
内容	● ヘッジ対象、ヘッジ手段の公正価値変動は純損益 ● ヘッジ対象の公正価値変動はヘッジ対象の簿価を修正 ● リンク表示は認めない	● ヘッジ対象、ヘッジ手段の公正価値変動のうち有効部分は OCI（相殺される）、非有効部分のみ純損益。（結果は IAS39 と同一） ● ヘッジ対象の公正価値変動は独立の科目（ヘッジ対象の修正項目） ● リンク表示は認めない	（ED 提案を撤回。IAS39 の処理を維持。） ● ヘッジ対象、ヘッジ手段の公正価値変動は純損益 ● ヘッジ対象の公正価値変動はヘッジ対象の簿価を修正 ● 開示の充実 ✓ CF ヘッジ、FV ヘッジが PL、OCI に与えるヘッジ効果をそれぞれ別に、一か所で開示 ✓ ヘッジ対象の簿価に含まれるヘッジ調整額の開示 ● リンク表示は認めない
備考	（問題点） ● ヘッジの効果が、CF ヘッジは OCI を、FV ヘッジは P/L を使って処理されている。利用者にとって理解しづらい ● ヘッジ対象の簿価が混合測定（償却原価＋ヘッジされたリスクに関しては FV）となる	（寄せられたコメント） ● OCI の概念整理をせずに、その利用を拡大することに反対 ● 独立の科目は資産負債性をみたさない ● FS 上の表示行数が増加 ● リンク表示を認めるよう、再検討を求める意見（少数意見）	

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q１０　オプションの時間的価値　（本源的価値のみをヘッジ手段指定したときの、残余の時間的価値の処理）

	現行（IAS39）	ED	暫定決定 （６月臨時　AP7　&　７月定例 AP12）
内容	● 残余の時間的価値は売買保有目的として、その FV 変動は PL で処理する	● 時間的価値の FV 変動は、一旦 OCI に計上のうえ、ヘッジ対象の性質によって以下の通り PL 認識する ✓ 取引関連：　他の一般原則に従って AOCI から振替（非金融資産の価額調整やヘッジ対象の実現にともない PL 計上） ✓ 時間関連：　調整後時間的価値を用いて、ヘッジ関係の期間にわたり合理的に配分	（ED 提案を維持。直先差額にも適用。） ● 取引関連か時間関連かで、異なる処理 ● 適用指針を拡大する ● 本処理は強制として、選択適用は認めない ● 本処理（時間関連）の考え方を援用して、先物予約の Forward Point(直先差額)も期間対応で PL 認識することを認める
備考	（問題点） ● リスク管理の実態と乖離 ● オプションの時間的価値は経済的には保険プレミアムなのに、FV 変動を PL 処理するのはおかしい	（寄せられたコメント） ● 保険プレミアムという見方には多くが賛同 ● 明確化の必要性 ● 先物予約の Forward　Point（直先差額）にも本処理を援用すべしとの意見もあった	（留意点） ● リスク管理の実態を会計に取り込むため、先物予約（資金関連スワップ）の直先差額の期間対応できることとなった

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q１１、１２　グループヘッジ

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（７月定例　AP13,14）
内容	● ヘッジされたリスクに対するグループの各項目のFV変動は、同リスクに対するグループ全体としてのFV変動に比例的であることが必要 ● 純額ポジションのヘッジは不可	● 個々の項目がヘッジ要件を満たしており、かつ、グループベースでリスク管理されているのであれば、グループでのヘッジを認める。グループだからといって格別の条件（IAS39の「比例的」等の条件）は設けない。 ● 純額ポジションのヘッジも許容する。ただし、CFヘッジで純損益に与える期間が跨るものは不可 ● 純額ポジションのヘッジの場合、損益計算書の独立科目に表示	（ED提案を維持。一部明確化。） ● グループでのヘッジを認める点については、ED提案を維持 ● 純額ポジションのCFヘッジは以下の２条件を同時に満たすときのみ適格（明確化） ✓ 為替リスクのヘッジ（に限定） ✓ ヘッジ指定時に、損益計算書に与えるパターンが決まっている ● 純額ポジションのヘッジの場合、損益計算書の独立科目に表示
備考	（問題点） ● リスク管理の実態と乖離 ● 個々の項目別ではなく、それらを集めたグループで管理するのが一般慣行 ● 純額ポジションで管理することもある	（寄せられたコメント） ● グループでのヘッジを認める点は多くの者が賛同 ● 純額ポジションの制限（純損益に与える期間が跨るものは不可）について再検討を求める意見があった。	（留意点） ● 純額ポジションのCFヘッジは為替リスクのみ適格で、それ以外のリスクは不適格となった（EDより対象範囲が縮小）

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Q13　開示

	現行（IFRS7）	ED	暫定決定（7月臨時　AP1）
内容	（IFRS7で開示項目を規定）	● 開示の範囲 企業がヘッジすることを決定し、かつヘッジ会計が適用されているリスクエクスポージャー ● 開示項目 ✓ 企業のリスク管理 ✓ 将来CFの金額、時期及び不確実性 ✓ ヘッジ会計が財政諸表に与える影響	（ED提案維持。一部、継続審議。） ● 開示範囲はED 提案通り ● 企業のリスク管理 ✓ ガイダンスの追加 ● 将来CFの金額、時期及び不確実性 ✓ 商業上の機密情報であることを考慮して、ヘッジ手段の情報開示に限定 ✓ ダイナミックヘッジを行っている場合の開示事項は継続審議 ● 財務諸表に与える影響 ✓ 一部開示項目の追加
備考	（問題点） ● 企業のリスク管理行動に関して十分な情報を提供していないし、会計に焦点をあて過ぎている。この結果、開示内容の理解や有用性が限定的となっている。	（寄せられたコメント） ● 多くの者はED 提案に賛成 ● 以下の点、再検討要求あった ✓ 開示範囲の拡大（非ヘッジも含む） ✓ 将来CFの金額・時期・不確実性開示の是非 ✓ その他明確化・ガイダンス	

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ヘッジ会計　IASB での検討状況
（現行 ― ED ― 暫定決定）

Q1４　自己使用の例外

	現行	ED	暫定決定（７月臨時　AP4）
内容	● 自己使用に該当する場合 デリバティブ会計適用不可 (原価法を適用) ● 自己使用に該当しない デリバティブ会計適用可 (FV 評価)	● 自己使用に該当する場合であっても、以下の条件を満たすとき、デリバティブ会計を適用(強制) ✓ FV で管理されており、かつ ✓ ネットポジションが Zero 又は Zero に近似するように管理されている	(ED 提案を変更・改善) ● 会計上のミスマッチを除去又は著しく削減することを条件に、自己使用の例外に該当する契約に対してＦＶＯを適用する。
備考	（問題点） ● 自己使用に該当する場合に、購入売却取引（原価法）とデリバティブ（FV 評価 ）で会計上のミスマッチ発生	（寄せられたコメント） ● ED 提案を評価する者が多かった。 ● 以下の問題点を指摘する者あり ✓ デリバティブ会計を強制すると、意図せざる結果を生む（純額決済可能な売却・購入取引と一緒に FV で管理されている他の取引もある。後者はそもそも FV 評価できない。ED 提案では、前者だけにデリバティブ会計が適用されて FV 評価されると、ミスマッチが発生する） ✓ 必ずしも、ネットポジションは Zero 又は Zero に近似するように管理されているとは限らない	（留意点） ● リスク管理の実態を会計に取り込むための修正

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

Ｑ １５　クレデリを使って信用リスクを管理

	現行（IAS39）	ED	暫定決定（７月臨時　AP5）
内容	（格別の手当てなし）	（検討したが、具体的な提案には至らず） （参考）検討内容 ・ 信用リスクをリスク要素として切り出すことは困難 ・ 拡大版 FVO を適用する代替案も検討したが、複雑性が増大するので断念 ・ ED では、拡大版 FVO の代替案を提示して、関係者に質問することにした	（継続審議） （参考）スタッフ提案 ・ ローン等に拡大版 FVO を適用する。 ・ 通常の FVO から拡大される点 ✓ 事後の指定も可 ✓ 中止も可 ✓ 金額の一部指定も可 ・ 事後指定時の時価・簿価差額は期間対応で償却
備考	（問題点） ● 金融機関は、クレデリを使って信用リスクを管理している。しかし、金融商品のなかから信用リスク要素を切り出して計測することが実務上不可能であるため、信用リスクにはヘッジ会計が適用出来ない。会計上のミスマッチが発生している（金融商品は原価、クレデリは時価）。	（寄せられたコメント） ● 大多数が「クレデリを使った信用リスク管理は重要なので対処すべし」との意見 ● 対処方法については意見が分かれた	

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する
法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。